

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見について、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

平成 30 年 10 月 16 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 バロー近江店 米原市飯字入田 15 番 1 ほか 9 筆
- 2 意見の概要 米原市からの意見
 - (1) 米原市公害防止条例（平成 18 年米原市条例第 45 号）第 5 条（事業者の責務）を遵守すること。
 - (2) 騒音レベルの最大値の予測が規制値を上回ることについて、生活環境等の保全に支障をきたすことのないよう関係法令を遵守し、近隣の住民の迷惑にならないよう十分に配慮されたい。万一、苦情が生じた場合は、事業者の責任において早急な対策を講じられたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
米原市伊吹庁舎経済環境部商工観光課 米原市春照 490-1
 - (2) 縦覧期間 平成 30 年 10 月 16 日から平成 30 年 11 月 16 日まで